

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. 顧客の利益の保護のための体制整備

(1) 保険関連業務の範囲

保険会社、外国保険会社等又は保険持株会社が顧客の利益の保護のための体制を整備する際の管理対象となる業務として、保険会社が営むことができる業務を規定する（第 53 条の 13、第 133 条の 4、第 210 条の 6 の 2）。

(2) 顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置

顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、顧客の保護を適正に確保するための体制の整備並びに、これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする（第 53 条の 14、第 133 条の 5、第 210 条の 6 の 3）。

2. 銀行等の優越的地位の濫用の防止

銀行等の特定関係者に該当する保険会社等（その役員・使用人を含む。）が、保険契約者等に対し、当該銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して、保険契約の申込みをさせる等の行為を禁ずる（第 234 条）。

3. その他

その他所要の規定の整備を行う。